

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日を除く)

昭和五十九年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

目 次

◇ 告 示 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

被爆者一般疾病医療機関の指定

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 液化石油ガス設備士試験の実施

狩獵免許試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百八十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
高濱 顯 弘	鳥国医第三、〇六四号	昭和五十九年五月十六日
原 陽 一	鳥国医第三、〇六七号	昭和五十九年六月十一日
浜崎 尚 文	鳥国医第三、〇六八号	"
池田 正 樹	鳥国医第三、〇四〇号	昭和五十九年四月十九日
太田 規世司	鳥国医第三、〇四一号	"
長谷川 好 美	鳥国薬第五三五号	昭和五十九年四月二十日
永見 幸 人	鳥国薬第五三六号	"
山 根 そ 代	鳥国薬第五四一號	昭和五十九年六月七日
高 隆 万 里 子	鳥国薬第五四二號	"
田 中 晶 子	鳥国薬第五四三號	昭和五十九年七月十二日

平野温興	鳥取薬第五四四号
岸野優	鳥取薬第四六六号
	昭和五十九年七月一日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十六号

昭和五十九年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十九年八月十四日

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
名和町国民健康保険診療所	西伯郡名和町大字加茂四一	昭和五十九年八月十日
西川延命堂薬局	米子市富士見町二丁目一一五	"
米原歯科クリニック	米子市米原五七五	"

公 告

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第38条の5の規定により、昭和59年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施する。

昭和59年8月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和59年11月11日（日）午前9時から正午まで
 イ 場所 東伯郡東郷町大字中興寺378 鳥取東郷農業協同組合

(2) 試験の科目

科 目	範 囲
液化石油ガスに関する基礎知識	1 物理及び化学の基礎知識 2 液化石油ガスの物性
液化石油ガス設備工事に必要な機械、器具又は材料（以下「器具等」という。）	1 容器及び容器バルブ 2 調整器 3 ガスマーチャー 4 気化装置 5 配管用材料 6 配管用工具 7 その他の器具等

2 技能試験

技能試験は、筆記試験の合格者及び筆記試験の免除者に対して実施する。

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和59年11月25日（日）午前10時から
 イ 場所 倉吉市大塚597-1 鳥取県経済農業協同組合連合会倉吉支所家畜市場

配管理論、配管設計及び燃焼理論

- 1 配管理論
- 2 供給設備及び消費設備の設計
- 3 配管図面の作成及び管理
- 4 給排気設備の構造及び機能

液化石油ガス設備工事の施工方法	1 配管用材料及び工具の使用方法 2 硬質管の加工及び接続の方法 3 器具等の取付け方法 4 器具等の腐しよく防止の方法
供給設備及び消費設備の検査の方法	1 気密試験の方法 2 漏えい試験の方法

供給設備及び消費設備の保安に関する法令	法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和43年通商産業省令第14号）並びにその他関係法令
---------------------	---

技能試験	(1) 試験の日時及び場所 ア 日時 昭和59年11月25日（日）午前10時から イ 場所 倉吉市大塚597-1 鳥取県経済農業協同組合連合会倉吉支所家畜市場 (2) 試験科目 ア 配管用材料及び工具の使用 イ 硬質管の加工及び接続
------	---

日曜火曜日 14月8年59和昭

記試験の合格者及び筆記試験の免除者に交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857-26-7065）に問い合わせること。

- ウ 器具等の取付け
エ 気密試験の実施
オ 漏えい試験の実施
3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課保安係へ提出すること。

(1) 受験願書

社団法人鳥取県エルピーガス協会に備付けの所定の用紙によること。
なお、筆記試験の免除を申請する者は、前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。

(2) 写真

受験願書提出前6月以内に撮影した脱帽、正面、上半身像で縦6センチメートル、横5センチメートルのものを受験願書の所定の欄にはり付けること。

4 受付期間

昭和59年9月3日（月）から同月14日（金）まで。（郵送による場合は、昭和59年9月14日（金）までの消印のあるものに限る。）

5 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 12,000円
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆

2 実施期日等

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和59年8月14日

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

実施期日	時 間	試 験 場 所
昭和59年9月12日（水）	9時30分から	鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館第1会議室
昭和59年9月18日（火）	〃	米子市郷町一丁目160 西部総合事務所講堂
昭和59年10月12日（金）	〃	倉吉市東巣城町2 中部総合事務所大会議室

（注）受験申込みのときに、受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

昭和59年8月14日火曜日

島取県公報

- (1) 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
- (2) 知識試験（鳥獣保護及び狩猟に関する法令、獵具並びに鳥獣に関する知識）
- (3) 技能試験（獵具の扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）
- 4 受験申込方法
- 所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。
- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
 - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあっては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書
- 5 申込期限
- 受験をしようとする日の7日前まで
- 6 狩猟免許手数料及びその納付方法
- (1) 狩猟免許手数料 2,800円。ただし、受験の日に狩猟免許を受けており、これと異なる種の免許を受けようとする者にあっては、2,000円
 - (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- 7 携行品
- 受験票及び筆記用具
- 8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857-26-7304）又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。